

第3編 風水害・火災編

第1章 災害予防計画

第1節	災害予防計画の基本方針	351
第2節	台風・大雨による浸水の予防	352
第3節	土砂災害の予防	355
第4節	台風、季節風災害の予防	358
第5節	火災の予防	359
第6節	危険物等災害予防計画	360
第7節	農林災害の予防	362
第8節	文化財等災害予防計画	364
第9節	要配慮者の安全確保と体制の整備	365
第10節	自主防災体制の整備	365
第11節	防災教育・研修	365
第12節	防災訓練	366
第13節	災害対策本部等の体制の整備	367
第14節	動員体制の整備	367
第15節	気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備	368
第16節	災害情報等の収集報告体制の整備	369
第17節	災害通信体制の整備	369
第18節	災害広報体制の整備	369
第19節	災害救助法等の習熟	369
第20節	避難活動体制の整備及び孤立集落の予防	369
第21節	救出体制の整備	369
第22節	緊急輸送体制の整備	369
第23節	食料供給・備蓄体制の整備	369
第24節	給水体制の整備	370
第25節	被服等生活必需物資供給体制の整備	370
第26節	医療救護体制の整備	370
第27節	防疫・保健衛生体制の整備	370
第28節	廃棄物処理体制の整備	370
第29節	災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備	370

第1節 災害予防計画の基本方針

災害予防計画とは、災害の発生を未然に防止するための計画をいう。本計画では、

- ①「安心安全なまちづくり」
- ②「防災を担うひとづくり」
- ③「効果的な応急対策活動のための平常時の措置」

の3つに分けて策定するものとする。

(1) 安心安全なまちづくり

風水害時における浸水、土砂災害及び火災対策をすすめるためには、河川の改修、排水路・公共下水道（雨水）の整備、急傾斜地の崩壊防止工事、消防水利の整備充実、老朽木造住宅密集市街地の解消を図る等により、安心安全なまちづくりを進めることが必要となる。

本災害予防計画においては、第2節「台風・大雨による浸水の予防」、第3節「土砂災害の予防」、第4節「台風、季節風災害の予防」、第5節「火災の予防」について、記述し、その対策を示している。

(2) 防災を担うひとづくり

大規模な風水害には市職員だけでは対応できないため、防災を担うひとづくりが必要となる。一方、「自分の命は自分で守る」自主防災意識の向上も重要である。

本災害予防計画においては、第10節「自主防災体制の整備」で自主防災組織の育成について、第11節「防災教育・研修」でより充実した防災教育や研修について、第12節「防災訓練」でより実践的な防災訓練の実施について記述し、その対策を示している。

(3) 効果的な応急対策活動のための平常時の措置

災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うためには、平常時から準備しておかなければならない。

本災害予防計画においては、災害が発生した場合に展開される応急対策活動を効果的に行うために第13節「災害対策本部等の体制の整備」から第29節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」において、その対策を示している。

第2節 台風・大雨による浸水の予防

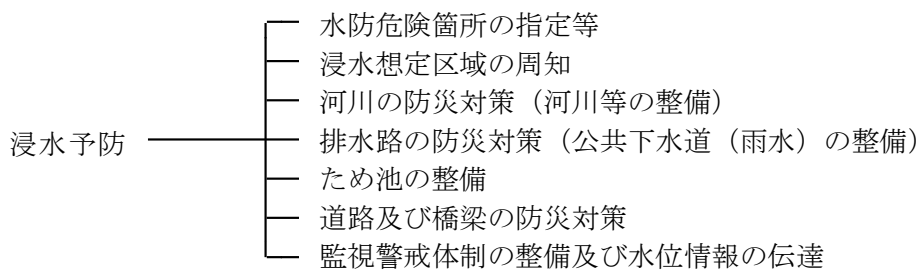
担当課	都市建設課、農林課、上下水道課
-----	-----------------

1 目的

小矢部市では、梅雨期と秋の長雨期に大規模な水害がたびたび発生している。

この時期は、雨が多く、河川の水位はかなり上昇しているため、渋江川、子撫川、横江宮川をはじめとする中小河川流域で集中豪雨が降ると、警戒水位を突破して洪水を招きやすい。従って、河川の改修、排水路・公共下水道（雨水）の整備等により、台風・大雨による浸水の予防を図る。

2 方策



3 水防危険箇所の指定等

【重要水防区域及び水防上の注意箇所】

区分	箇所数	摘要
重要水防箇所 河川 国管理 県管理	2河川 47箇所 3河川 9箇所	洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、その重要度によって、A：水防上最も重要な区間、B：水防上重要な区間、要注意区間の3ランクに分類される。
水防上の注意箇所	取入堰、床固 5箇所 橋梁 1箇所	洪水等の際、河川に危険を及ぼすおそれのある河川工作物

【重要水防箇所】・・・資料編「4-15」

【水防上の注意箇所一覧表】・・・資料編「4-16」

4 浸水想定区域の周知

(1) ハザードマップの活用等による浸水想定区域の周知

ア 小矢部市内における浸水想定区域は、以下の河川流域に指定され、範囲は浸水想定区域図に示されている。

河川管理者	水系名	河川名	所管事務所
国土交通省	小矢部川水系	小矢部川	富山河川国道事務所
富山県	小矢部川水系	小矢部川	砺波土木センター
		岸渡川	高岡土木センター
		子撫川	小矢部土木センター
		横江宮川	
		渋江川	

イ 浸水想定区域及び周辺住民については、ハザードマップ（平成 18 年 3 月作成、平成 21 年 3 月修正）の配布や説明会の開催、広報の活用、現地掲示板、パンフレット等により、当該地域が浸水危険区域であることを周知する。

ウ ハザードマップを作成する際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することとする。

（2）浸水想定区域内の要配慮者利用施設

ア 浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を定める。

【浸水想定区域内における要配慮者利用施設】・・・資料編「7-7」

イ 名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとし、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いたときは、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の事項を市長に報告する。

市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

5 河川の防災対策（河川等の整備）

本市最大の小矢部川は、順次改修工事が進められているが、その他、中小河川も含め、これからも積極的に未改修部分の改修事業・堆積土砂の除去等を国、県に要請し、河川の防災対策を促進するものとする。

また、水防管理者は、水防計画に基づき、関係河川、堤防等を巡視し点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水等異常時には、応急活動を実施することができるよう、平常時から体制を整えておくものとする。

6 用排水路の防災対策（公共下水道（雨水）の整備）

（1）下水道の整備

【都市下水道】・・・資料編「2-11」

【公共下水道（小矢部川流域下水道関連）】・・・資料編「2-12」

【小矢部公共下水道（雨水）】・・・資料編「2-13」

【小矢部市下水道計画図】・・・資料編「2-14」

7 ため池の整備

（1）現況

防災重点ため池数 20 箇所 老朽ため池数 123 箇所

（2）事業計画

市及び関係機関は、防災重点ため池及び老朽ため池について実態を調査把握し、農村地域防災減災事業により、防災重点ため池及び老朽ため池の危険箇所の整備を推進するものとする。

市は、防災重点ため池について、地域防災計画に位置付けるとともに、ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

また、ため池の管理者は、日頃からため池の点検を行い、異常な兆候の早期発見に努めるものとする。また、出水等異常時には、応急活動を実施することができるよう、平常時から体制を整えておくとともに貯水制限等の措置を講じておくものとする。

【防災重点ため池及び老朽ため池（大規模）一覧表】・・・資料編「4-17」

8 道路及び橋梁の防災対策

災害時の交通確保（避難路、物資の輸送路等）のため、道路改良をはじめ、冠水想定箇所の整備、橋梁補修などの道路整備を、関係機関とともに計画的に進める。

9 監視警戒体制の整備及び水位情報の伝達

浸水危険区域に対し、異常風雨又は河川の水位が上昇したときに、迅速的確な巡視警戒を行えるよう、国・県に監視設備の充実を要請するとともに、市における監視体制を整えておく。

また、円滑な避難を確保するため、浸水危険区域の要配慮者及び住民に対する水位情報の伝達方法を定めておく。

なお、河川情報（洪水予報・水防警報等含む）の通信連絡系統については、本編第2章第8節「水防計画」「2通信連絡系統」のとおりとする。

第3節 土砂災害の予防

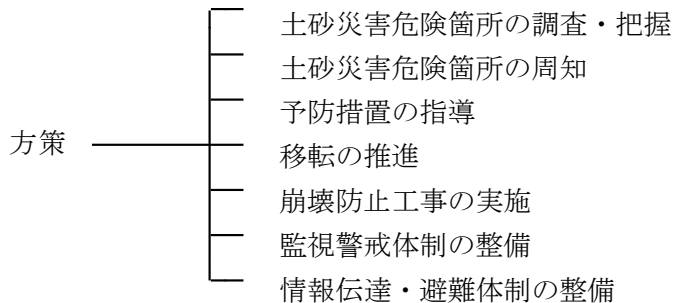
担当課	都市建設課、農林課
-----	-----------

1 目的

本市の西側山間地には、多数の土砂災害危険箇所が点在しており、豪雨時等の土砂災害の発生の危険性が高い。

そのため、土砂災害の未然防止や、一旦災害が発生した場合の被害軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査を実施し、その実態を把握するとともに、崩壊防止工事を実施するほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害予防措置を推進する。

2 方策



3 土砂災害危険箇所の調査・把握

市及び関係機関は連携して、指定区域以外の地域も含め、危険箇所の範囲、土地利用の状況、災害予防工事の施工状況、世帯数、施設等の実態を調査し、最新の状況を把握する。

4 土砂災害危険箇所の周知

危険箇所周辺の住民等に対して、土砂災害ハザードマップの配布や説明会の開催、活用及び災害広報、現地掲示板、パンフレット等により、当該地域が危険箇所であることを周知する。

(1) 土砂災害危険区域（危険箇所）の指定状況

ア 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流

区 分	箇所数	摘 要
急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	134 箇所	急傾斜地（傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の土地）の崩壊により人家 5 戸以上、又は公共施設等に被害をおよぼすおそれのある箇所
地すべり危険箇所	58 箇所	土地の一部が地下水等に起因してすべる現象、又はこれを伴って移動する現象・被害を及ぼすおそれのある箇所
国土交通省分	20 箇所	
林野庁分	33 箇所	
農林水産省構造改善局分	5 箇所	
土石流危険渓流（Ⅰ）	40 箇所	土石流による人家 5 戸以上、又は公共施設等に被害を及ぼすおそれのある渓流

【災害危険地域一覧表】・・・資料編「4-1」

【急傾斜地崩壊危険区域指定地】・・・資料編「4-2」

- 【地すべり及び急傾斜地崩壊危険箇所図】・・・資料編「4-3」
- 【地すべり危険箇所（国土交通省所管）】・・・資料編「4-4」
- 【急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面所管）】・・・資料編「4-5」
- 【地すべり発生危険地区（林野庁所管）】・・・資料編「4-6」
- 【地すべり危険箇所（農村振興局所管）】・・・資料編「4-7」
- 【砂防指定地】・・・資料編「4-8」
- 【土石流危険溪流】・・・資料編「4-9」

イ 山地災害危険箇所

区 分	箇所数	摘要
崩壊土砂流出危険地区	37 箇所	山地にかかる荒廃溪流及び荒廃の可能性が濃厚な溪流
山腹崩壊危険地区	24 箇所	自然現象により発生した山腹崩壊地（山くずれ）又は荒廃移行地

【崩壊土砂流出危険地区】・・・資料編「4-10」

【山腹崩壊危険地区】・・・資料編「4-11」

(2) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

県知事により、指定された区域は、次のとおりである。

【急傾斜地の崩壊に関する土砂災害警戒区域・特別警戒区域】・・・資料編「4-12」

5 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、次の事項を定める。

- ア 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発令・伝達に関する事項
- イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある状況で当該施設利用者の円滑・迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、これらの施設の名称・所在地及び土砂災害に関する情報並びに予報・警報の伝達に関する事項
- オ 救助に関する事項
- カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

6 予防措置の指導

市は、危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と、危険を及ぼすような施設の管理に対し、保安措置を講ずるよう行政指導を行う。

なお、国土交通省の方針に沿って、家屋が5戸未満の傾斜地についても、危険箇所に準ずる区域として、宅地化を未然に防ぐよう行政指導する。

7 移転の推進

市長は、急傾斜地崩壊危険区域等の災害危険区域として指定され、建築基準法に基づく居住の用に供する建物の建築行為の禁止若しくは制限を受ける住宅を対象にがけ地近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図るものとする。

8 崩壊防止工事の実施

崩壊防止のため、山地保全の促進を図り、急傾斜地防止対策事業（擁壁工、法覆工等）及び治

山事業（土留工、集水井工等）を実施する。

9 監視警戒体制の整備

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示等の判断等を行える体制を整備する。

※県は、土砂災害の急迫した危険が予想される危険降雨量に達した区域について、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

(1) 土砂災害警戒情報の受信体制の整備

国や県からの土砂災害緊急情報を適時的確に受信できる体制を整える。

(2) 巡視体制

連続降雨や集中豪雨などで災害が発生するおそれがある場合は、市、消防機関及び自主防災組織等は、それぞれの危険区域について巡視を行い、危険区域の状況等（地表水、湧水、亀裂、立木の傾倒、人家への危険度、住民及び滞在者の把握）の状況把握に努める。

10 情報伝達・避難体制の整備

危険区域の住民に対して、高齢者等避難、避難指示等を伝達する手段を予め定めるとともに、避難の場所及び避難方法について周知徹底を図り、避難体制の確立に努める。

第4節 台風、季節風災害の予防

担当課	都市建設課、農林課
-----	-----------

台風、季節風による災害予防は、強風に対応できる堅牢な施設の整備をすすめるとともに、状況の変化に即応できるよう、気象情報の正確かつ迅速な把握体制を整えるものとする。

1 風による災害予防

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点を置き、次の措置を講ずるものとする。

(1) 火災予防措置

本章第5節「火災の予防」によるものとする。

(2) 電力、通信等の災害予防措置

ア 電力施設

北陸電力(株)となみ野営業所及び北陸電力送配電(株)となみ野配電センターは、施設の耐風化の推進及び保安体制の強化に努める。

イ 電信電話施設

伝送路設備を保有する電気通信事業者は、電気通信の耐風化とその整備に努める。

(3) 家屋の倒壊防止及び緊急避難体制の確立

家屋その他の建築物の倒壊防止をするための措置は、それぞれの家屋等管理者が行うものとする。家屋の倒壊の危険が予想される場合の避難体制の確立を図るものとする。

(4) 立木・街路樹対策

立木・街路樹自体が受ける被害（倒れ、幹折れ、傾斜）のほか、樹木が電線を切ったり壊す場合も多く、道路等管理者は、平常時から枝おろし、支柱等の手入れ等の措置を講ずる。

(5) 農作物対策

台風等の強風は、農作物に被害を与えるため、応急的な災害対策等を農業協同組合等を通じ、常時指導し、農作物の被害の軽減を図るものとする。

第5節 火災の予防

第2編「震災編」第1章第4節「地震火災の防止及び土砂災害の予防」を準用する。

第6節 危険物等災害予防計画

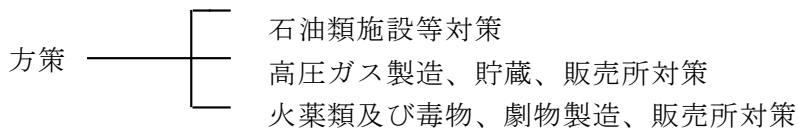
担当課	小矢部消防署
-----	--------

1 目的

地震災害時には、危険物・有毒物は急激で広範囲の火災、爆発、漏洩拡散等をひきおこし、市民の生活、生命に重大な影響が発生するおそれがあり、また水害時には、漏洩、混触発火の可能性が、市街地大火の際には、誘爆等も考えられ、社会的影響は大きい。

従って、危険物施設、放射物質施設、高圧ガス施設及び毒物劇物施設に対して関係法令、消防法に基づく立入り検査を実施し、保安施設等の不備欠陥事項を改善させるとともに、訓練の実施を指導し、地震による火災及び大量放出の未然防止、発生時の防除を図る。

2 方策



3 石油類施設等対策

(1) 現況

市内における石油類施設等は、次のとおりである。

【石油類施設一覧表】・・・資料編「4-21」

【簡易ガス施設一覧表】・・・資料編「4-22」

(2) 事業計画

法令に基づく立入検査を実施し、施設及び貯蔵について取扱いの技術上の基準に適合した維持管理を指導し、災害予防に努める。特に管理面においては、危険物保安監督者等による自主災害予防態勢の確立を図り、対象事業所の従業員に対する保安教育及び施設の自主点検を強力に推進する。

4 高圧ガス製造、貯蔵、販売所対策

(1) 現況

施設の現況は、次のとおりである。

【高圧ガス製造、貯蔵、販売所一覧表】・・・資料編「4-25」

(2) 事業計画

[小矢部消防署]

- ① 施設の実態を把握し、防災対策について指導する。
- ② 教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- ③ 防災上の必要に応じ立入検査を実施し、防災設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等により自主的保安体制の確立及び推進を図る。

[小矢部警察署]

- ① 施設の実態把握に努めるとともに、効果的な防災対策を研究する。
- ② 署員に対し、高圧ガスに関する知識の普及徹底を図る。
- ③ 防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等について調査を実施し、災害防止上必要な事項について指導する。

5 火薬類及び毒物、劇物製造、販売所対策

(1) 現況

施設の現況は、次のとおりである。

【火薬庫並びに販売、製造所】・・・資料編「4-23」

【毒物劇物製造、販売所等】・・・資料編「4-24」

(2) 事業計画

[小矢部消防署]

- ① 必要に応じて立入検査等を実施して施設の実態を把握し、防災上必要な事項について指導する。
- ② 防火管理者等に消防計画を整備するよう指導する。

[小矢部警察署]

- ① 関係機関に対し、毒物劇物保管貯蔵施設箇所の周知徹底を図る。
- ② 保管貯蔵施設の実態を把握し、災害発生時の避難誘導、広報活動等の措置を講じられる体制の確立を図る。

[砺波厚生センター小矢部支所]

- ① 毒物、劇物営業者、業務上取扱者に対し、登録基準に適合した施設を維持させ、その保有量に対応した貯蔵設備を設けさせる。
- ② 営業者等に対し、毒物劇物の流出等によって住民の生命及び保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに厚生センター、警察官又は消防署に連絡させることを徹底する。
- ③ 緊急事態発生 of 通報を受けたときは、速やかに関係機関への連絡を行なうとともに、防災上適切な措置を講じられる体制の確立を図る。
- ④ シアン化合物を業務上取扱っている業態及び沸化水素・酸・アルカリ等を大量に使用している業態の把握に努め、これらに対し重点的に指導する。
- ⑤ 薬局等に対し、可燃性薬品、毒物、劇物の保管設備について、盗難及び防火上適切な措置を講ずるよう指導する。

【危険物貯蔵・取扱施設一覧表】・・・資料編「4-26」

第7節 農林災害の予防

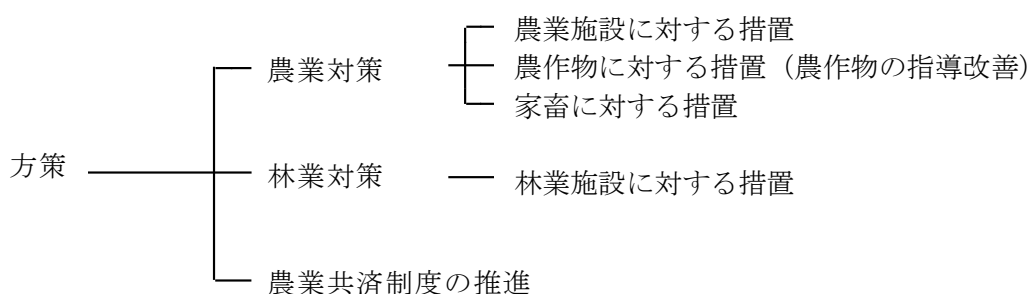
担当課	農林課
-----	-----

1 目的

本市は、米作を中心とした県内有数の農業生産地域であり、目標生産量の安定確保がきわめて重要である。風水害、雪害等の災害や病虫害の多発により作柄が大きく変動しないよう、平常時からの綿密な指導、情報の早期伝達及び農業施設の整備等を進めるものとする。

また、本市の丘陵地域には、宮島杉を代表とする植林地が広域にあり、風水害、雪害による林業災害に備えた指導、情報の早期伝達を図るものとする。

2 方策



3 農業対策

(1) 農業施設に対する措置

ア 湛水防除

湛水による被害を未然に防止するため、湛水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路の改善等を行う。

イ 老朽ため池の補強改良

老朽化したため池の補強改良工事を実施し、漏水による被害を防止する。

ウ 農道の側溝・法面の整備

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

エ 農地保全

農産物の安定生産及び生産性向上のため、ほ場整備等改良を進めていくとともに適切な維持管理に努めるものとする。

オ 農用施設の補強

ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、最小限に災害を防止するため補強の指導をする。

(2) 農作物に対する措置（農作物の指導改善）

気象情報に留意して常に予防の措置を講ずる。農作物の風水害等予防については、時期別、作物別の技術的な面についての予防措置ならびに対策を指導するものとする。

ア 水稲

市場性の高い品種に作付が集中するため、収穫前の災害発生は、農業経営に大きな影響を与えることが多く、作付にあたっては適切な作付比率等の指導を図るものとする。

イ 水稲以外の作物

耐雪、耐湿性を持つ抵抗力のある作物の作付及び栽培管理・排水条件整備等の指導を行なうものとする。

(3) 家畜に対する措置

伝染病の発生防止のため畜舎・鶏舎等内外の整備、予防接種、駆除消毒等の徹底とともに、施設については、特に家畜舎の骨組みの強化、さらに耐雪、融雪化及び水害等による浸水を防ぐため排水施設の整備等の指導を行なうものとする。

なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

4 林業対策

(1) 林業施設に対する措置

林道ならびに、治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等、適正措置を実施する。

(2) 森林に対する措置

風害・雪害による、倒木、折本の被害発生を防ぐため関係機関とともに、指導を行なうものとする。

5 農業共済制度等の推進

農業共済等の加入を促進し共済制度の充実を図り、災害に強い農林業経営の育成に努めるものとする。

第8節 文化財等災害予防計画

担当課	文化スポーツ課、小矢部消防署
-----	----------------

国・県・市指定文化財の建造物については、文化財の所有者に対して、政令に基づき消防用設備等の設置を図り火災への防護措置をとるよう指導を行う。

【市内文化財一覧表】・・・資料編「15-17」

第9節 要配慮者の安全確保と体制の整備

第2編「震災編」第1章第22節「要配慮者の安全確保と体制の整備」を準用する。

第10節 自主防災体制の整備

第2編「震災編」第1章第21節「自主防災体制の整備」を準用する。

第11節 防災教育・研修

第2編「震災編」第1章第24節「防災教育・研修」を準用する。

第12節 防災訓練

第2編「震災編」第1章第23節「防災訓練」を準用するほか、以下のとおりとする。

1 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水ハザードマップを活用し、自主防災組織、自治会、水防団（消防団）、関係機関等の協力のもと、各地域の特性に応じた水防訓練を実施する。

また、近隣市町村との連合により、広域洪水を想定した訓練を実施する。また、国・県や防災機関の開催する訓練に積極的に参加する。

(1) 実施時期

できるだけ、梅雨期や秋の長雨の前など、最も訓練効果のある時期に配意して実施するものとする。

(2) 実施地域

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施するものとする。

(3) 訓練項目

- ア 観測（水位、雨量、風速）
- イ 情報伝達（気象情報、高齢者等避難、避難指示等）
- ウ 避難所開設
- エ 避難誘導（要配慮者を含む）
- オ 動員（水防団、消防団、居住者の応援）
- カ 輸送（資材、機材、人員）
- キ 工法（各水防工法・土のうづくり、杭打積土俵工・その他水防工法全般）
- ク 樋門、角落としの操作
- ケ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）
- コ 応急救護

第13節 災害対策本部等の体制の整備

第2編「震災編」第1章第5節「災害対策本部等の体制の整備」を準用する。

第14節 動員体制の整備

第2編「震災編」第1章第6節「動員体制の整備」を準用する。

第15節 気象予報及び降雨情報等の収集伝達体制の整備

担当課	総務課、小矢部消防署
-----	------------

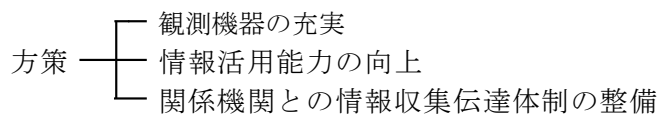
1 目的

気象官署から発せられる大雨注意報・警報等及び本市や関係機関において観測された降雨情報等は、風水害時の応急対策を行う上で重要である。

特に、平成20年7月の南砺市の集中豪雨では、小矢部川上流の降雨状況も把握することの必要性を改めて認識したところである。

そのため、これらの情報等の収集伝達を迅速・的確に行うための体制を整備する。

2 方策



3 観測機器の充実

水防活動・避難指示等を科学的に判断し、迅速かつ的確な対応が行えるよう、市独自で雨量計を備えるとともに、国・県その他の機関に要請し、観測機器の充実に努める。

(1) 雨量計

市内における雨量計の所在地（設置場所）は、以下のとおりである。

【雨量計の所在地（設置場所）】・・・資料編「3-3」

(2) 水位観測所

市内における河川の水位観測所は、以下のとおりである。

【水位観測所及び基準水位一覧表】・・・資料編「3-4」

(3) 流量観測所

市内における流量観測所は、以下のとおりである。

【流量観測所及び基準流量一覧表】・・・資料編「3-5」

4 情報活用能力の向上

観測機器等から入手した雨量情報を迅速に処理し、適切な意思決定に結び付けられるよう、情報の読み取り・判断能力を研修、自己研鑽により向上させるものとする。

5 関係機関との情報収集伝達体制の整備

正確かつ迅速な情報収集伝達を行うため、日頃から気象官署等の関係機関との連絡体制を整備する。

気象官署	富山地方气象台	住 所	富山市石坂 2415
		連絡方法	電話：076-432-2332
関係機関	(一財)日本気象協会 富山営業所	住 所	富山市石坂 2415-4
		連絡方法	電話：076-441-9142
富山県	防災・危機管理課	住 所	富山市新総曲輪 1-7
		連絡方法	電話：076-444-3187

第16節 災害情報等の収集報告体制の整備

第2編「震災編」第1章第7節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

第17節 災害通信体制の整備

第2編「震災編」第1章第8節「災害通信体制の整備」を準用する。

第18節 災害広報体制の整備

第2編「震災編」第1章第9節「災害広報体制の整備」を準用する。

第19節 災害救助法等の習熟

第2編「震災編」第1章第10節「災害救助法等への習熟」を準用する。

第20節 避難活動体制の整備及び孤立集落の予防

第2編「震災編」第1章第11節「避難活動体制の整備及び孤立集落の予防」を準用する。

第21節 救出体制の整備

第2編「震災編」第1章第12節「救出体制の整備」を準用する。

第22節 緊急輸送体制の整備

第2編「震災編」第1章第13節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第23節 食料供給・備蓄体制の整備

第2編「震災編」第1章第14節「食料供給・備蓄体制の整備」を準用する。

第 24 節 給水体制の整備

第 2 編「震災編」第 1 章第 15 節「給水体制の整備」を準用する。

第 25 節 被服等生活必需物資供給体制の整備

第 2 編「震災編」第 1 章第 16 節「被服等生活必需物資供給体制の整備」を準用する。

第 26 節 医療救護体制の整備

第 2 編「震災編」第 1 章第 17 節「医療救護体制の整備」を準用する。

第 27 節 防疫・保健衛生体制の整備

第 2 編「震災編」第 1 章第 18 節「防疫・保健衛生体制の整備」を準用する。

第 28 節 廃棄物処理体制の整備

第 2 編「震災編」第 1 章第 19 節「廃棄物処理体制の整備」を準用する。

第 29 節 災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備

第 2 編「震災編」第 1 章第 20 節「災害救援ボランティア等の受入れ体制の整備」を準用する。